

こんな時は、家畜改良センターに届出が必要です

牛が生まれたとき

出生の届出

- 子牛に装着した耳標番号
- 農家コード
- 生年月日
- 雌雄の別
- 母牛の個体識別番号
- 牛の種別

牛を譲り渡したとき
(転出)

牛を譲り受けたとき
(転入)

異動
(転出・転入)の
届出

- 牛の個体識別番号
- 転出日又は転入日
- 相手先の農家コード
(または、農協・家畜市場・家畜商等のコード)
など

牛が死亡したとき

死亡の届出

- 牛の個体識別番号
- 死亡の年月日
- 死亡牛の引渡し先(※)

牛トレーサビリティ法（牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法）に基づき、**届出（報告）は、牛の管理者である農家自身が行うことになっています。**

届出を農協等に依頼（代行報告）する場合は、21ページをご覧ください。

※ 平成22年4月1日以降に死亡した牛については、届出の際に、死亡牛を化製場、家畜保健衛生所などに引き渡した場合、上記に加え、死亡牛の引渡し先（処分先）の名称、住所、及び連絡先（具体的には、処分先のコード番号）の届出が必要になります。